

改 正 後

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】
特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合に、寄附金控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。)

(平成 年分)

氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 (最高1千万円)	①	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		
除額の計算	所得金額の合計額	④		申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。 (注) 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の寄附金の額と同額となります。
	④ × 40%	⑤		
算	③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥		申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑳の金額を転記してください。
	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	(赤字のときは0)	
取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。
	①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨		
	取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	(赤字のときは0)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄		(A)	(B)	(C)	合計 (A)+(B)+(C)
適用対象額(注1)	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫の⑪/合計の⑪ %	⑬の⑪/合計の⑪ %	⑭の⑪/合計の⑪ %	100.00 %
	⑨ × ⑫	⑮の⑨×⑫ 円	⑯の⑨×⑫ 円	⑰の⑨×⑫ 円	⑱の⑨ 円
2千円控除の内訳(注2)	⑭				2,000
取得費の調整対象額 (⑱ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	-

(注1) ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
(注2) ⑭欄は、⑮から⑰の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄
資産課税部門

改 正 前

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】
特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合に、寄附金控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。)

(平成 年分)

氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 (最高1千万円)	①	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		
除額の計算	所得金額の合計額	④		申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。 (注) 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の寄附金の額と同額となります。
	④ × 40%	⑤		
算	③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥		申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑳の金額を転記してください。
	寄附金控除額 (⑥ - 5千円)	⑦	(赤字のときは0)	
取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②	⑧	(赤字のときは0)	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。
	①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨		
	取得費の調整対象額 (⑨ - 5千円)	⑩	(赤字のときは0)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄		(A)	(B)	(C)	合計 (A)+(B)+(C)
適用対象額(注1)	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫の⑪/合計の⑪ %	⑬の⑪/合計の⑪ %	⑭の⑪/合計の⑪ %	100.00 %
	⑨ × ⑫	⑮の⑨×⑫ 円	⑯の⑨×⑫ 円	⑰の⑨×⑫ 円	⑱の⑨ 円
5千円控除の内訳(注2)	⑭				5,000
取得費の調整対象額 (⑱ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	-

(注1) ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
(注2) ⑭欄は、⑮から⑰の合計額が5,000円となるように記入してください。

税務署整理欄
資産課税部門